令和3年6月16日招集

第4回若桜町議会定例会会議録 (令和3年6月16日)

若桜町議会事務局

職務のために議場に出席した者の職・氏名												
事	務局長	下石裕美										
書	記	伊賀忍										
提出議案の項目												
件数	件 名	議案名	議決結果									
1	議案第41号	令和3年度若桜町一般会計補正予算(第1号)	原案可決									
2	議案第42号	令和3年度若桜町国民健康保険事業特別会計補正	原案可決									
	予算 (第1号)											
3	議案第43号	令和3年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算	原案可決									
		(第1号)										
4	議案第44号	令和3年度若桜町簡易水道事業特別会計補正予算	原案可決									
		(第1号)										
5	議案第45号	特別職の職員等で非常勤のものの給与に関する条例	原案可決									
		の一部改正について										
6	議案第46号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に	原案可決									
		ついて										
7	議案第47号	若桜町特別医療費助成条例の一部改正について	原案可決									
8	議案第48号	若桜町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する	原案可決									
		条例の一部改正について										
9	議案第49号	財産の取得について	原案可決									
1 0	議員提出議案											
	第3号	地方財政の充実・強化を求める意見書	原案可決									

令和3年第4回若桜町議会定例会(第1号)

招集年月日	令和3年6	月16	5 日								
招集の場所	若桜町役場(若桜町議会議場)										
開 会	午前10時00分										
	1番	梶	原	明	6番	前	住	孝	行		
	2番	青	木 -	一憲	7番	中	尾	理	明		
応 招 議 員	3番	Щ	根	汝 彦	8番	Щ	本	晴	隆		
	4番	山	本 5	安 雄	9番	Л	上		守		
	5番	小	林	誠							
不応招議員											
	1番	梶	原	明	6番	前	住	孝	行		
	2番	青	木 -	一憲	7番	中	尾	理	明		
出席議員	3番	山	根。	文 彦	8番	Щ	本	晴	隆		
	4番	Щ	本 5	安 雄	9番	Л	上		守		
	5番	小	林	誠							
欠席議員											
	町	長	矢部	康樹	教育	長	新		哲也		
	副町	長	盛田	聖一	教育委員会社	欠長	谷		国彦		
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条の規定に	総務課	長	藤原	祐二	ふるさと創 ⁴ 課長	主課	谷	本	岡山		
より、説明のため会議に出席した者	地域整備課	長	竹本	英樹	農山村整備語	课長	中县	島	毅彦		
	会計管理者		小林 貴之		にぎわい創出課 課長		川戸・康之				
	町民福祉護	長	上川	恭子	税務課	長	前	∃	弥生		

会議の顛末

(本会議 6月16日)

議長 (川上守)

おはようございます。ただいまの出席議員数は9人です。

定足数に達していますので、令和3年第4 回若桜町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

議事日程の報告

本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1

「会議録署名議員の指名」を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則 第125条の規定により、議長において前住 孝行議員、中尾理明議員を指名します。

日程第2

「会期の決定について」を議題とします。 お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月18日までの3日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月18日ま での3日間に決定しました。

日程第3

「諸般の報告」をします。

会議関係諸般の報告は、印刷してお手元に 配布のとおりです。

朗読は省略します。

続いて、議員派遣について報告します。

令和3年3月議会定例会において議決し、 派遣を決定しています「令和3年度町村議会 議長・副議長研修会」について、報告書が提 出されています。

議会報告第6号 令和3年度町村議会議 長・副議長研修会につきましては、印刷して お手元に配布のとおりです。 朗読は省略します。

続いて、常任委員会に付託した陳情について報告します。

6月4日までに受理した陳情は、お手元に 配布の「請願等文書表」のとおりです。

このうち、陳情第4号については、会議規 則第92条第1項の規定により、総務産業教 育民生常任委員会に審査を付託しました。

続いて、町長からの行政報告事項は、報告 第1号 令和2年度若桜町一般会計繰越明許 費繰越計算書について、報告第2号 令和2年 度若桜町公共下水道事業特別会計繰越明許費 繰越計算書について、報告第3号 令和2年度 一般財団法人若桜町観光開発事業団事業報告 及び令和3年度一般財団法人若桜町観光開発 事業団事業計画について、報告第4号 令和2 年度有限会社若桜農林振興事業報告及び令和 3年度有限会社若桜農林振興事業計画について、報告第5号債権の放棄についてで、お 手元に配布のとおりです。

朗読は省略します。

日程第4

議案第41号 令和3年度若桜町一般会計 補正予算(第1号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

町長 (矢部康樹)

いよいよ東京オリンピック・パラリンピックの開催が一月後に迫ってまいりました。この鳥取の地で、6月6日に陸上短距離で日本記録を出された陸上の山縣選手をはじめ、鳥取県ゆかりの選手として、ボクシングの入江選手や競泳の武良選手、飛び込みの三上選手など、多くの選手・スタッフの方が努力を重ねてこられた成果を発揮する最高峰の世界大会でございます。

ぜひ悔いのないよう頑張っていただき、日本中に元気を与えていただきたいと思っております。

ただ、新型コロナの関係があり、一方で開

催を危ぶむ声もございます。東京都や政府等 の関係者の皆様には、安全・安心な大会にな るよう努力していただかなくてはなりません。

国民や全世界の人が、やって良かったと思える大会にしていただきたいと思うところで ございます。

さて、本日ここに、令和3年第4回若桜町 議会定例会を招集しましたところ、議員の皆 様にはご出席を賜り、令和3年度一般会計補 正予算並びに諸議案等のご審議をいただきま すことに対し、感謝を申し上げる次第でござ います。

いわゆる第4波の渦中にさらされ、日本全国で感染の急拡大が起こった3月以降、日本全国がこのまま感染爆発、医療崩壊を起こすのではないかと危惧していたところでございますが、政府の10都府県に対する緊急事態宣言の発出、まん延防止等重点措置でも最大で10県に適用されるなどの効果が出始め、最近では落ち着きを取り戻せている状況になっております。

本県においても、6月になってからの感染者の確認は1名のみであり、よく抑え込んでいると評価するものでございます。

さらに、6月1日には、本県東部の1市4 町と兵庫県の香美町、新温泉町で構成される 「麒麟のまち」圏域において、ワクチン共同 接種協定書の調印式が執り行われました。こ の協定により、麒麟のまち圏域の範囲内であ れば、居住地に関係なくどこでもワクチンの 接種が可能となり、接種率とワクチン接種の 利便性向上が期待されているところでござい ます。

そのような中、5月30日には、夏山シーズンに向けて事故等が起こらないよう、山開きの神事が、氷太くん前で多くの方のご参加のもと、執り行われました。登山者は鳥取県側と兵庫県側からそれぞれ登られ、山頂は密とはいかないまでも多くの方でにぎわっていたところでございます。

また、6月1日には高野・上高野において 地域支え合いタクシー「てご」の出発式も行 われました。今まで町営バスがなく、日本交 通の鳥取便しか走ってなかった地域ですが、 これでいつでも町内移動ができることになり、 利便性が高まることと思いますので、多くの 方にご利用いただきたいと思っております。 地域コミュニティタクシーは、吉川に続き2 例目となります。

最後に、新型コロナのワクチン接種の関係でございますが、6月11日には、県下で最初の64歳以下の接種が本町の医療機関で始まりました。このように早く始められたのは、人口が少なく、顔の見える関係が構築されている地域であることがベースにありますが、医療機関のご協力とご努力、さらに町内医療機関と役場の連携、そして町民の皆様との信頼関係があったからこそだと思うところでございます。

多くの方に早く接種していただき、集団免疫を獲得し、若桜町は安全だと思われるまちにしていきたいと思っているところでございます

それでは、ただいま議題となりました議案 につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第41号 令和3年度若桜町一般会計 補正予算についてでございますが、既定の歳 入歳出予算の総額に、それぞれ4,731万2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を39億 431万2千円とするものでございます。

また、第2条の地方債の補正につきましては、「第2表 地方債補正」のとおりです。

はじめに、歳入の概要についてご説明いた します。

使用料及び手数料では、町営バス運行収入 として51万1千円を追加いたしました。

国庫支出金では、地方創生推進交付金に424万9千円、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金に413万4千円を追加するなど、その他の補正と合わせまし

て総額917万1千円を追加いたしました。

県支出金では、鳥取県経営安定推進事業費補助金として60万円、農業用施設災害復旧事業補助金に245万2千円を追加するなど、その他の補正と合わせて総額345万2千円を追加いたしました。

財産収入では、森林整備促進基金利子として千円を追加しております。繰入金では、財政調整基金繰入金に1,800万円、ふるさと応援基金繰入金に990万円、総額2,790万円を追加いたしました。

諸収入では、コミュニティ助成事業交付金に200万円、建物災害共済金に105万円を追加するなど、その他の補正と合わせまして総額327万7千円を追加いたしました。

町債では、若桜鉄道施設整備事業の財源に するため、過疎対策事業債に300万円を追 加いたしました。

次に、歳出の主なものについてご説明いた します。まず、職員の人件費につきましては 4月の人事異動に伴い、各費目にわたり調整 し、総額137万1千円を減額しております。

総務費では、一般企画費にコミュニティ助成費用として200万円、若桜駅及び駅周辺のにぎわい創出事業費として地方創生事業に849万5千円を追加するなど、人件費の補正と合わせて総額1,234万8千円を追加しております。

民生費では、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、低所得者等への経済的支援経費として、生活困窮者自立支援事業に160万円、子育て世帯臨時特例給付金事業に413万5千円追加するなど、人件費の補正と合わせて総額693万5千円を追加いたしました。

衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種事業に205万5千円を追加するとともに、簡易水道会計への繰出金を427万5千円減額するなど、人件費及びその他の補正と合わせて28万5千円を減額しております。

農林水産業費では、会計年度任用職員に係る経費として、農業総務費に257万6千円、親元就農促進支援交付金として、農業振興費に90万円を追加いたしましたが、組織見直し及び人事異動に伴い、人件費が大幅な減額となったため、その他の補正と合わせて総額617万6千円減額いたしました。

商工費では、観光協会のホームページリニューアルに係る費用等として、観光事業費に208万円を追加するなど、人件費及びその他の補正と合わせて総額799万4千円を追加しております。

土木費では、中之島公園の遊具修繕に係る 経費として990万円を追加するなど、人件 費を含めたその他の補正と合わせて、総額2, 048万6千円を追加しております。

消防費では、第2分団消防車吸管の更新費用として、非常備消防費に15万4千円、職員の防災服購入費用として、災害対策事業に8万8千円、総額24万2千円を追加しております。

教育費では、新型コロナウイルス感染症対策として、若桜学園管理費に521万3千円、生涯学習情報館運営事業に107万6千円を追加したほか、各施設の修繕料や人件費など、その他の補正と合わせて、総額1,380万8千円を追加いたしました。

災害復旧費では、昨年度の大雪により被害 を受けた農業用施設の復旧費用として490 万5千円を追加いたしました。

なお、歳入歳出額の調整のため、予備費を 1,295万円減額しております。

以上でございます。ご審議のほどよろしく お願いいたします。

議長 (川上守)

これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。 (質疑なし) 質疑なしと認めます。 日程第5

議案第42号 令和3年度若桜町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)、議案第43号 令和3年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)、議案第44号 令和3年度若桜町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

町長 (矢部康樹)

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第42号 令和3年度若桜町国民健康保険事業特別会計補正予算についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ248万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億3,181万2千円とするものでございます。

まず、歳入につきましては、国民健康保険税では賦課方式をこれまでの4方式から資産割を廃止し、3方式としたことに伴い、317万8千円を減額いたしました。

県支出金では、新型コロナウイルス感染症による傷病手当金の支給対象期間が延長されたことに伴い、特別交付金を103万6千円追加いたしました。繰入金では、歳入歳出の財源調整のため、34万4千円を減額いたしました。

次に、歳出につきましては、保険給付費では傷病手当金の支給期間の延長に伴い、103万6千円を追加しております。

国民健康保険事業費納付金では、納付金額 の確定に伴い、総額359万円減額いたしま した。保健事業費では、特定健康診査に係る 事務費として6万8千円を追加しております。

続きまして、議案第43号 令和3年度若桜 町介護保険事業特別会計補正予算についてで ございますが、既定の歳入歳出予算の総額に それぞれ178万9千円を追加し、歳入歳出 予算の総額を7億988万6千円とするもの でございます。

歳入につきましては、国庫支出金では、交付金の額の決定に伴い、保険者機能強化推進交付金、保険者努力支援交付金、それぞれ87万3千円ずつ追加するなど、その他の補正と合わせまして、総額183万3千円追加いたしました。

支払基金交付金では、保険給付費の増額に 伴い、9万7千円を、県支出金では、同様に 6万3千円を追加いたしました。

繰入金では、制度改正対応のためのシステム改修のため、事務費繰入金を143万円追加いたしましたが、歳入歳出の財源調整のため、基金繰入金を167万9千円減額したことにより、その他の補正と合わせまして、総額20万4千円の減額となりました。

歳出につきましては、制度改正対応のためのシステム改修経費として、総務費に143万円を、特定入居者介護予防サービス費として給付費に35万9千円をそれぞれ追加しております。

次に、議案第44号 令和3年度若桜町簡易 水道事業特別会計補正予算についてでござい ますが、4月の人事異動に伴い、人件費に変 更が生じたため、その財源である一般会計繰 入金の調整により、既定の歳入歳出予算の総 額からそれぞれ427万5千円を減額し、歳 入歳出予算の総額を2億9,870万3千円 とするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく お願いいたします。

議長 (川上守)

これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

日程第6

議案第45号 特別職の職員等で非常勤の ものの給与に関する条例の一部改正について、 を議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

町長 (矢部康樹)

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。 議案第45号特別職の職員等で非常勤のものの給与に関する条例の一部改正について、 でございますが、これは、消防団員に対する 「消防賞じゅつ金」の支給事務を、本年度より町村総合事務組合が処理することとなった ことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく お願いいたします。

議長 (川上守)

これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

日程第7

議案第46号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、を議題とします。 提案理由の説明を求めます。矢部町長。

町長 (矢部康樹)

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。 議案第46号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、でございますが、これは、特殊勤務手当の特例に関する人事院規則が改正されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症に係る防疫等に対する手当を支給するため、所要の改正を行うものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく お願いいたします。

議長 (川上守)

これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

日程第8

議案第47号 若桜町特別医療費助成条例の一部改正について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

町長 (矢部康樹)

それでは、ただいま議題となりました議案 につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第47号 若桜町特別医療費助成条例の一部改正について、でございますが、これは、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部が改正され、老齢福祉年金の支給停止となる所得額が見直されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく お願いいたします。

議長 (川上守)

これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

日程第9

議案第48号 若桜町消防団員の定員、任免、 給与、服務等に関する条例の一部改正につい て、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

町長 (矢部康樹)

それでは、ただいま議題となりました議案 につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第48号 若桜町消防団員の定員、任免、 給与、服務等に関する条例の一部改正につい て、でございますが、これは、消防団員に対 する「退職報償金」の支給事務を、本年度よ り町村総合事務組合が処理することとなった ことに伴い、所要の改正を行うものでござい ます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく お願いいたします。

議長 (川上守)

これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。 (質疑なし) 質疑なしと認めます。 以上で、本日の日程は全部終了しました。 本日はこれにて散会いたします。 ご苦労さまでした。

午前10時24分 散 会